

事務連絡
令和7年2月20日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

「指定居宅療養管理指導(介護保険)」集団指導の実施について

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和7年2月20日付で東京都福祉局より介護保険法第24条第1項に基づいた集団指導を実施する旨通知がありました。

令和6年度の基準月の審査分において介護報酬の請求実績(10件以上)があった指定事業所(中核市である八王子市内の指定事業所を除く)を対象に実施されます。

今年度の集団指導は、昨年同様東京都の指導検査業務システム(事業者ポータル)による動画視聴形式で試行実施され、動画視聴後に受講確認アンケートへの回答をもって“受講済み”になるとのことです。

つきましては、東京都より郵送またはEメールにて連絡のあった事業所開設者におかれましては、通知内容をお読みいただき、期限までに動画の視聴及び受講確認アンケートの回答をお忘れなきよう、貴地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、この集団指導用の動画は、後日東京都福祉局のホームページから自由に視聴できるようになることと申し添えます。

担当: 東京都薬剤師会 医療保険課

6 福祉指一第 1 4 4 7 号

令和 7 年 2 月 2 0 日

公益社団法人東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫 様

東京都福祉局指導監査部長
西坂 啓之
(公印省略)

令和 6 年度「指定居宅療養管理指導（介護保険）」集団指導の実施について（依頼）

日頃から東京都の福祉・保健医療行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の指定居宅サービス事業者のうち医療系の指定（介護予防）居宅療養管理指導については、昨年度、集団指導の試行実施を行ったところです。

この試行実施結果を踏まえ、今年度は都内の医療機関により開設されている指定事業所を対象に、下記のとおり集団指導を実施いたします。あらかじめ御承知おきいただき、御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、中核市である八王子市に所在する指定事業所は、介護保険法上の指定及び指導権限が市にあるため、本集団指導の対象外となります。

記

1 実施内容

別紙「通知文」のとおり

2 対象事業所数等

薬局 1, 137 件、医科 928 件、歯科 445 件 計 2,510 件

（基準月において、介護報酬の請求実績（10 件以上）があった事業所）

※ 中核市である八王子市内の指定事業所については、介護保険法上の指定及び指導権限が市にあるため当職からは周知いたしません。本件集団指導用の動画は、東京都福祉局ホームページから自由に視聴できますので、適宜御活用いただければ幸いです。

3 実施方法の概要

動画を視聴する形式で実施する。

各指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所開設者宛に通知文を原則として電子メール又は郵送にて送付し、指導検査業務システム（事業者ポータル）による動画の視聴及び受講確認アンケートの回答を依頼する。上記により難しい場合は、東京都福祉局ホームページから動画を視聴した後、アンケートフォームから受講確認アンケートへの回答を依頼する。

なお、期限までに受講確認アンケートの回答があった場合に受講済みとする。

4 通知発出日（予定）

令和7年2月21日（金）送付

5 受講確認アンケート回答受付期限（予定）

令和7年3月31日（月）

6 担当部署

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 介護機関指導担当

（担当者）矢作、小野

電話 03-5320-4284、03-5320-4278